

和歌山県子ども虐待防止基本計画の概要

○計画策定の位置付け

- 和歌山県子どもを虐待から守る条例第9条に定める基本計画
- 児童虐待防止対策を推進するための目標及び基本の方針を定める
- 令和元年度～令和6年度までの6か年計画

○計画策定の主旨

児童虐待は児童にとって深刻な権利侵害であり、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、次世代の育成にも懸念を及ぼすことから、その対応においては児童の最善の利益を最優先するという視点が重要です。

県では、児童虐待を「社会全体で取り組むべき重要な課題」とであると位置付け、市町村、関係機関、地域住民等と協力し、発生予防から早期発見・早期対応、里親、児童養護施設、乳児院等の社会的養護体制の充実、家族の再統合や自立の支援、また、地域における子育て家庭への支援の充実等、児童を虐待から守るための総合的な対策を推進します。

○取組の方向性

